

兵庫県国民健康保険運営方針の改定について

1 兵庫県国民健康保険運営方針（以下「県国保運営方針」）の役割

同一所得・同一保険料という保険制度の理想を目指し、県と市町が共通認識のもと、一体となって国保財政運営の安定化、事務の標準化、共同化及び効率化を推進するための方向性及び取組を定めたもの。この方針を踏まえ、市町は地域の実情に応じた取組を実施するものとし、県は安定的な財政運営や市町の取組が推進されるよう支援する。

2 改定の趣旨【対象期間 令和6～11年度（6年間）】

第1期及び第2期県国保運営方針の対象期間である平成30年度から令和5年度までは、国保の都道府県単位化に伴う移行期間とされていた。
 次期県国保運営方針の対象期間（令和6～11年度）は、保険料水準の平準化に向けた取組を一段と加速化させるための期間と位置づけられていることも踏まえ、改定にあたっては、これまでの取組の成果や課題のほか、保険料水準の統一に向けた県内の検討経過、高齢化及び医療の高度化をはじめとする国民健康保険を取り巻く環境の変化等を反映するとともに、①「財政運営の都道府県単位化」の趣旨の更なる深化を図り、②県と保険者双方による一体的な医療費適正化の推進に資するものとなるよう留意する。

3 改定の方向性

国保法の改正及び国が示す国保運営方針策定要領の改定（R5.3月予定）内容を踏まえ、市町等と協議のうえ、県国民健康保険運営協議会の諮問・答申を経て改定。

＜現行方針の構成＞

- 第1章 基本的事項
- 第2章 県内国保の医療に要する費用及び財政の見通し
- 第3章 市町における保険料の標準的な算定方法
- 第4章 市町における保険料の徴収の適正な実施
- 第5章 市町における保険給付の適正な実施
- 第6章 医療費の適正化の取組
- 第7章 市町が担う事務の標準化、広域化及び効率的な運営の推進
- 第8章 保健医療サービス及び福祉サービス等に関する施策との連携
- 第9章 施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整等

＜国民健康保険法改正（国保運営方針関係）＞

- 令和3年度改正（施行日：令和6年4月1日）
 - ・法定外繰入等の解消や保険料水準の統一に向けた議論※について、運営方針に記載して進める旨を位置づけ。（※統一に向けた基本的な考え方、統一の定義、目標年度 等）
 - 【参考】「保険料水準統一加速化プラン（仮称）」（厚生労働省）
 保険料水準の統一の趣旨・意義、各都道府県での課題の解決事例等について整理され、令和5年度中に策定される見込。
- 令和6年度改正（施行時期：令和6年4月（予定））
 - ・国保運営方針の対象期間を、医療費適正化計画や医療計画等との整合性の観点から踏まえ、「おおむね6年」とする。（3年目途中で中間見直し）
 - ・任意記載事項であった「医療費の適正化の取組に関する事項」と「市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項」を必須記載事項とする。

4 協議スケジュール（予定）

	R5年3月	令和5年4～9月	10月	11月	12月
国保 連絡協議会 (市町)	国要領の 改定	・WGでの協議事項について合意形成 ・法定意見照会（9月頃）			
国保 運営協議会			運営協議会①（10～11月頃） 改定案について諮問・協議	運営協議会②（11～12月頃） ・協議の結果を踏まえた改定案の答申 ・R5運営状況報告 等	